

## 運送書類等利用規程

### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人外航利用運送事業者倶楽部(以後「倶楽部」という。)の定款第9条(会員の義務)の規定に基づき、運送書類等の利用について定める。

### (運送書類等)

第2条 本倶楽部が制定する書式による運送書類等(以下「運送書類等」という)とは、下記のことをいう。

- (1) 国際複合運送約款 (NVOCC CLUB CT B/L)
- (2) ウェイビル約款 (NVOCC CLUB WAYBILL)
- (3) Forwarder's Cargo Receipt (NVOCC CLUB FCR)

### (利用の承認)

第3条 運送書類の利用は正会員に限るものとする。

2 前条第1号又は第2号の書類を使用しようとする者は、貨物利用運送事業法第3条の登録若しくは第20条の許可又は第35条の登録若しくは第45条の許可を得ている者であること。

3 前号の場合、貨物利用運送事業法第3条の登録又は第20条の許可を得ている者については、貨物利用運送事業法第8条及び第26条に定める利用運送約款として本倶楽部の制定した国際複合運送約款 (NVOCC CLUB CT B/L)及びウェイビル約款 (NVOCC CLUB WAYBILL)を使用することについて許可を得た者であること。

### (利用者の義務)

第4条 運送書類等を利用しようとする者は、本倶楽部の定めた利用規定従い適正にこれを使用しなければならない。

2 運送書類の著作権及び著作権は本倶楽部に帰属するため、運送書類等の不正使用(運送書類等の一部変更を含む)が判明した時は、速やかに報告をしなければならない。

3 前項の場合、理事会において必要な措置を検討し、決定された措置を当該会員に通知し、当該会員はその措置に従わなければならない。

4 本倶楽部は、この規定に反した者について、運送書類等の利用を停止させることができる。

5 運送書類等を利用しようとする者は、本倶楽部の定めた発注書に必要事項を記載の上、提出しなければならない。

6 運送書類等を利用しようとする者は、利用運送約款に関する別紙1の誓約書を本倶楽部の理事長に提出し、利用許可を得てから使用するものとする。

7 正会員が退会した時は、未使用の運送書類等は無償で返納しなければならない。

### (費用の支払い)

第5条 本倶楽部は、正会員からの発注に基づいて請求書を発送する。利用は代金先払いとなり、入金確認後に運送書類等と領収書を送付する。運送書類等は運賃着払いにて送付する。

別紙1

年 月 日

特定非営利活動法人外航利用運送事業者倶楽部 御中

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

## NVOCC CLUB 利用運送約款の不正使用に関する誓約書

弊社は、貨物利用運送事業法の規定に基づき、貴倶楽部が制定された国際複合一貫輸送約款、及び Waybill 約款を利用運送約款として申請し、国土交通大臣の許可を得ています。

弊社が貴倶楽部を退会する場合には、貴倶楽部が制定した国際複合一貫輸送約款をはじめとする利用運送約款を退会后、一切使用しないことを誓約します。

以上